

多様な学びの場の提供に 関する政策提言

令和7年3月21日

山 梨 県 議 会

目 次

1	提言の背景及び趣旨	P 1
2	提言項目	P 4
(1)	個々の状況に応じた多様な学びの場の環境整備	P 4
	1) 学校教育における学びの場の設置	
	2) 学校内での学習・生活ができるスペースの設置	
	3) 学校外の学びの場への支援、活用	
	①フリースクール等民間施設及び施設利用者への支援	
	②児童館等既存施設の利活用促進	
	4) I C T等を活用した学びの充実	
	5) 教室以外での学びや活動への評価	
(2)	不登校児童生徒や保護者への支援の充実	P 9
	1) 相談・支援体制の充実	
	2) 情報発信の強化	
(3)	教育行政機関における支援体制の強化	P 1 0
(4)	関係機関・団体等との連携強化	P 1 1
	1) 教育委員会と福祉部局等との連携	
	2) 関係機関等との連携・ネットワークの構築	
(5)	その他	P 1 3

1 提言の背景及び趣旨

(1) 不登校児童生徒を取り巻く情勢

令和5年度に文部科学省が行った調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）結果によると、全国の国公立小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人であり、11年連続で増加し、過去最多となった。また、不登校児童生徒のうち約13万4千人（38.8%）が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない。

国においては、令和元年10月「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという方針が示された。

また、令和5年3月には、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、行政だけではなく学校・民間（NPOやフリースクール等）が相互に連携や理解をしながら取り組み、不登校対策の速やかな推進を求めている。

(2) 本県の不登校児童生徒の現状及び取り巻く状況

令和5年度の公立小・中学校の不登校児童生徒数は2,189人（うち、小学校788人、中学校1,401人）であり、いずれも増加傾向にあり、過去最多を更新した。

また、小・中学校における不登校児童生徒の全児童生徒に占める割合は4.0%であり、全国平均を0.2ポイント上回っている。

本県では、令和3年度に全国で初めて公立小学校に25人学級編成を導入し、令和6年度には小学校4年生まで拡大、さらに令和8年度には小学校6年生にまで導入する予定である。少人数学級は、児童生徒や教職員の様々な悩みや課題をクリアするための先進的な取り組みであり、少人数教育推進検討委員会からは、子供の学習・生活面や教員の働き方改革の観点で効果があったとの報告も受けている。このような教育環境下にあっても不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校をゼロにすることは現実的には困難な状況にある。また、不登校児童生徒をはじめ、学校を取り巻く課題は複雑化し、困難度

を増しており、学校や教職員の負担が増大している。

本県における学校外での相談・支援の状況については、全ての市町村（組合）教育委員会において教育支援センターを設置（共同設置、利用協定及び校内対応を含む）し、山梨県総合教育センター内の相談支援センターにおいては、面接・電話による相談を実施している。

なお、県内には県が把握しているフリースクールが19校ある。

また、現在、県内に学びの多様化学校及び夜間中学の設置はないものの、学びの多様化学校を設置することとし、令和7年度には設置検討協議会において具体的方策の検討を行い、可及的速やかな実現を図ることとしている。その際には、夜間中学の併設についても検討することとしている。

（３）提言の趣旨

不登校を未然に防ぐためには、児童生徒それぞれの状況をしっかり把握して心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげていくことが重要であり、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保が必要である。現在、県が進めている少人数学級の導入と並行して、さらなる教職員の働き方改革の推進を加速すべきと考える。

また、ライフスタイルの多様化などにより社会の価値観が変化し、学校に対する価値観にも変化が見られるものの、依然として社会的自立を促す環境として学校の存在は非常に大きいものがある。学校外での居場所や学びの場の整備の推進も必要ではあるが、教育基本法に基づく学校教育を基本とする公教育を充実させ、子供たちが行きたいと思える魅力ある学校づくりを進めることが重要である。

一方で、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を実現するため、学びたいと思った時に学べる環境の整備を進める必要がある。

仮に不登校になったとしても学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場・居場所を確保するとともに、児童生徒の可能性を引き出す学びを提供し、社会的自立・自己実現を目指す取り組みが必要である。

また、学校（教室）に来られなくてもICTを活用した学びの充実が図られるよう支

援し、学校や教室以外での学びや活動などについて正当な評価を促進すべきであり、学びや活動などについて評価を受けることにより、児童生徒は自己肯定感を育み、社会的自立の促進が期待できる。

さらに、不登校児童生徒や保護者への支援の充実に向けて、児童生徒や保護者に寄り添った相談・支援体制の構築や拡充を図り、保護者が必要としている相談窓口や学びの場・居場所に関する情報を提供する必要がある。

最後に、民間と行政、学校が同じ方向を向いてともに取り組みを進めることができるよう、あらゆる機関の連携の下で、情報の共有や事例に対する協議の場を設けるなど、相互理解を深める仕組みづくりを進めていくことが重要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

県におかれては、不登校児童生徒への支援を推進するに当たり、本提言の趣旨を十分尊重し、実効性のある施策の検討・実施を行うよう要望する。

2 提言項目

(1) 個々の状況に応じた多様な学びの場の環境整備

1) 学校教育における学びの場の設置

【現状・課題】

- フリースクールなどへ通う児童生徒は一定数いるものの、公教育における学びの場の提供への期待は非常に大きい。
- 学びの多様化学校について、文部科学省では、分教室型も含め、全国で300校を設置することを目指しており、令和6年4月時点で全国に35の小中学校(公立21, 私立14)が設置されている。
- 夜間中学については、不登校等の理由によって実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業し、学び直しを希望する者などが学ぶことができる学校であり、近年、学びの多様化学校を併設する事例も多く、学齢期の不登校生徒の学びの場としての機能も期待される。
- 現在、本県では、学びの多様化学校、夜間中学、いずれも設置されていないが、学びの多様化学校を設置することとし、令和7年度には設置検討協議会において具体的方策の検討を行い、可及的速やかな実現を図ることとしている。その際には、夜間中学の併設についても検討することとしている。

【提 言】

- 学びの多様化学校
 - ・ 県内全体の不登校児童生徒の学びの機会を保障するために、広域的に生徒募集をすることができる県が主体となった学びの多様化学校を設置すること。
 - ・ 設置に当たっては、登下校の交通手段や必要な人員配置などの環境整備について、関係者との意見交換などを行い、利用者の多様なニーズに配慮した学校とすること。
 - ・ 一方で、児童生徒が利用する上で身近な地域に学校があることが望ましいことから、市町村(組合)教育委員会等へ廃校や余裕教室を活用した支援メニューなどの情報提供を行い、県内での市町村(組合)による設置促進に向けた支援を行うこと。

○ 夜間中学

- ・ 義務教育未修了者や外国籍の義務教育未修了者、不登校等の理由で実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人の学びの機会を保障するために、夜間中学を設置すること。
- ・ 県下全域に在住している夜間中学の入学対象者をサポートするために、県が主体となり設置すること。
- ・ 不登校児童生徒が学ぶことができる学びの多様化学校との併設についても積極的に検討すること。
- ・ 設置に向けたロードマップを作成し、具体的な期日等を明記すること。
- ・ 企業との連携などにより、卒業後の進路指導における支援の充実を図り、学び直しの機会を通じて社会へと参画できる仕組みを構築すること。

2) 学校内での学習・生活できるスペースの設置

【現状・課題】

- 在籍する学校には行けるが、自分の教室に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習・生活ができる学校内の居場所の確保が求められている。
- 学校内へのスペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）などの設置は、不登校の未然防止や登校復帰につながることを期待できるとの声がある。
- ＳＳＲを市内全小中学校へ設置する市もあり、他の市町村（組合）へも設置を求める声がある。

【提 言】

- スペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）の設置促進
 - ・ 学校内の空き教室やスペースを利用したＳＳＲの設置促進のため、設置の事務手続きなど市町村（組合）教育委員会への情報提供を強化すること。
 - ・ ＳＳＲモデル校を指定し、効果や課題を検証して学校現場へ情報共有するなど、市町村（組合）での設置促進に向けた支援を行うこと。
- ＳＳＲ運営体制の充実

SSRでの不登校支援の充実には、個々のニーズを把握するための相談や定期的な面談を行う人員の配置が必要である。

- ・ 市町村（組合）教育委員会に対して、大学生や地域の人材等の学校ボランティアの活用事例などの情報提供を行うこと。
- ・ SSRの運営に対する財政的支援をはじめ、検証により明らかになった課題の解決に向けた支援を行うこと。

3) 学校外の学びの場への支援、活用

【現状・課題】

- フリースクール等民間施設は不登校児童生徒の居場所の一つとして重要な受け皿となっているが、民間の自主性のもとに運営されているため、活動内容は多種多様であり、運営や活動内容などに関する情報が不足している。
- また、今後、様々な方針をもつ施設が増えることが予想され、子供たちの居場所として適正性を担保するために人員配置や設備など一定の基準を設けることが求められている。
- 利用料や交通費など、利用者の経済的負担が大きくなっており、利用料への支援が求められている。
- 児童館など不登校児童生徒が利用できる施設の認知度や利用が低調である。

【提 言】

① フリースクール等民間施設及び施設利用者への支援

- フリースクール等に関する情報提供
 - ・ 利用希望者がフリースクールを選定する際に参考となる情報提供を充実させること。
 - ・ 情報提供の充実に向け、必要とされている情報の把握や情報発信方法を検討すること。
- フリースクール等の運営及び施設利用者への支援
 - ・ 児童生徒の状態を情報共有するため、在籍校との連携が促進されるような仕組みづくりを行うこと。

- ・ 県では、市町村と折半して、就学援助制度の対象世帯に対して、フリースクール利用料の一部を補助することとしているが、補助の前提として、市町村（組合）教育委員会と連携してフリースクールの現状把握を行うこと。
- ・ 不登校児童生徒に必要とする支援が届く補助制度となるよう、フリースクールの関係者や市町村の担当者等との意見交換を行い、事業の見直しを図ること。
- ・ 子供たちの居場所として適正な環境が提供されるよう、人員・設備などについて一定の基準を示し、基準を満たす施設を認証する制度の創設を検討すること。
- ・ フリースクール等の運営力の強化や職員の資質向上に向けた研修の実施を検討すること。
- ・ フリースクール等の活動への支援について、県のふるさと納税の利用を検討すること。また、市町村（組合）教育委員会でのふるさと納税を利用した支援の検討を促すこと。
- ・ 市町村（組合）教育委員会や運営者へ、クラウドファンディングなどの手法について、実施事例などの情報提供を行うこと。

② 児童館等既存施設の利活用促進

- ・ 不登校児童生徒の居場所として利用できる児童館等の既存施設の周知を図ること。
- ・ 既存施設の利活用を促進するため、市町村（組合）教育委員会に取組事例の情報提供を行うこと。

4) ICT等を活用した学びの充実

【現状・課題】

- 地理的な条件や経済的な負担から、フリースクール等を利用することができない場合がある。
- ICTの普及や1人1台端末の整備により、学校（教室）でなくても学ぶことが可能な環境が整っている。

【提 言】

○ ICT等の活用に向けた運営体制への支援

ICT等の活用により児童生徒が学びや支援につながる事が可能になり、オンライン授業にアクセスすることで学習の遅れを取り戻すことができ、登校への意欲の回復も期待されることから、次のとおり市町村（組合）教育委員会へ促すこと。

- ・ 学びの選択肢の一つとして、1人1台端末を活用して自宅等で学校の授業を受けることができるよう、オンライン授業の仕組みを整え、児童生徒への支援につなげること。
- ・ ICT支援員の確保や、ICT支援員を活用した授業改善を図ること。

5) 教室以外での学びや活動への評価

【現状・課題】

- 不登校児童生徒の学校外での学びや活動は多様化しており、ICT等を活用した学習活動などを出席扱いとすることなどが求められている。
- 指導要録上の出席扱いの判断は、各校に委ねられており、同じ状況であっても取り扱いが異なる場合がある。
- 県では、令和6年8月、市町村（組合）教育委員会に「公立小・中学校における不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』等に関するガイドライン」を示し、活用を求めている。

ガイドラインでは、ICT等を活用した学習活動を行った場合の考え方や、民間施設における相談・指導について、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に指導要録上の出席扱いとするかどうかを学校長が判断する際に留意すべき点を目安として示した。

- 長期欠席等をした生徒にとって、調査書の評価を合否判定に用いる現在の高校入試制度は不利となる一面があったことから、令和7年度公立高校入学者選抜から調査書の評価を用いない新たな入学者選抜制度（特別選抜制度）が導入された。

【提 言】

- 学びや活動への適切な評価の促進

在籍校と連携して授業を受け、学んだことに対して評価を受けることは、多くの児童生徒の教育機会の確保、社会的自立につながると考える。

- ・ ガイドラインについて、市町村（組合）教育委員会に活用を促すとともに、必要に応じて、見直しを行うこと。
 - ・ 学びや活動内容など、出席扱いとするかどうかの判断に差が出ることが懸念される事項について、県において基準を定めることを検討すること。
- 長期欠席者等を対象とした高校入試制度の充実
- ・ 新たな入学者選抜制度である特別選抜制度の理解促進を図ること。
 - ・ 入試の実施後においては、その結果や制度利用者の高校入学後の状況等を踏まえて効果検証を行い、募集人員や選抜方法等について、必要に応じて見直しを行うこと。

（２）不登校児童生徒や保護者への支援の充実

１）相談・支援体制の充実

【現状・課題】

- 子供が不登校になったことで、支える保護者も、自身の働く環境や経済面、不登校に関する情報が少ないことなどに不安を感じ、悩みを抱えている。
- 不登校児童生徒の心の声に耳を傾け、保護者の様々な悩みや不安に寄り添った相談窓口や支援体制の充実が求められている。

【提 言】

- 相談・支援体制の充実
 - ・ 山梨県総合教育センター（相談支援センター）での面接・電話による相談について、さらなる充実を図ること。
 - ・ 保護者向けのセミナーについては、開催時間の工夫やオンラインの活用など、より多くの方が参加できる方法で実施すること。
 - ・ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）は、学校内の教員とは異なる立場から家庭や保護者への支援・助言が可能であり、その役割は重要であることから、相談したい時に利用できるように、県独自でＳＣ、

S S Wの人員や相談時間を増やすなど、相談・支援体制の充実を図ること。

2) 情報発信の強化

【現状・課題】

- 子供が不登校になったときに、保護者はどこに相談し、支援を求めればいいのか分からないとの声がある。
- 不登校児童生徒の保護者の不安を和らげるため、相談窓口や学びの場・居場所などの有益な情報の提供が求められている。

【提 言】

保護者が悩みを抱えて孤立することのないよう、適切な情報を得て支援につながる事が重要である。

- ・ 官民間問わず情報をまとめて提示するなど、情報発信の強化に努めること。
- ・ 保護者の多くが抱える悩みや質問などをまとめて紹介するパンフレットを作成するとともに、ホームページなどを活用して情報発信を行うこと。

(3) 教育行政機関における支援体制の強化

【現状・課題】

- 児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談に留まらず、その保護者が必要とする情報を提供し、子供たちを様々な学びの場等とつなぐような支援が求められている。
- 児童生徒が安心して過ごせる学校づくり、魅力ある学校づくりに注力できるよう、学校現場への支援が必要である。
- 教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加などにより、学校現場では、深刻な教職員不足が生じている。不登校を未然に防ぐためには、児童生徒への対応時間を十分に確保する必要があり、教職員の働き方改革の一層の推進が求められている。

【提 言】

- 県教育委員会における支援体制の強化
 - ・ 学校管理職の不登校支援のマネジメント力向上のための取り組みを行うこと。
 - ・ 教職員をはじめ、ＳＣ、ＳＳＷなどを対象に充実した研修を行うこと。
 - ・ 専門的知識をもつ特別支援教育のエキスパートである教員を育成し、市町村（組合）の実態を十分考慮した上で適切な配置に努めること。
 - ・ 児童生徒に向き合う時間の確保が重要であることから、少人数教育の推進や成績処理へのＤＸの活用などにより教職員の業務負担軽減を図ること。
 - ・ 教職員の安定した確保と質の向上を図るとともに、教職員の働き方改革を加速化させること。
 - ・ 公教育の充実のため、意欲的に学びたい子供主体の授業づくりや、公立の小中学校連携の取り組みに関する調査・研究など、公教育の研究に取り組むこと。
- 市町村（組合）教育委員会における支援体制の強化に向けた指導・助言
 - 次のとおり、市町村（組合）教育委員会へ促すこと。
 - ・ 福祉部局など他部局と連携した取り組みなどによる、支援機能の強化を図ること。
 - ・ 学校などの訪問等、関係機関と家庭をつなぐ支援の充実を図ること。
 - ・ 教育支援センターにおいて、児童生徒が在籍校とオンラインでつながり、指導等を受けられるようにすること。

（４）関係機関・団体等との連携強化

１）教育委員会と福祉部局等との連携

【現状・課題】

- 不登校の原因には、無気力・不安や学校での友人関係、学業の不振に加え親子の関係などが挙げられており、背景には、虐待や貧困、ヤングケアラー、発達障害など、子供が直面している課題も影響している。
 また、不登校児童生徒のうち約４割が学校内外の専門的な機関で相談・指導を受けていない。
- 児童生徒の置かれている現状を踏まえ、児童福祉や家庭福祉の観点からの支援が必要である。

【提 言】

- 家庭機能の充実、貧困の連鎖の防止及びヤングケアラーへの支援など児童福祉や家庭福祉に取り組む関係部局や、各種支援団体との連携強化を図ること。
- 医療、福祉、教育について一体となった支援を提供する「山梨県子どものこころサポートプラザ」との連携を進めること。

2) 関係機関等との連携・ネットワークの構築

【現状・課題】

- 山梨県総合教育センターや教育事務所では、山梨大学と連携した相談事業などを実施している。
- 児童生徒が不登校になったとき、多様な学びの場につながるができるネットワークの構築が求められている。
- 児童生徒を支える関係者はお互いの活動などの理解が進まず、支える現場でも情報が不足している。お互いを知ることが必要であり、つながるための場、話し合う場が求められている。
- 児童生徒への対応力向上のため、担当者レベルでの情報共有や教員育成の推進が求められている。

【提 言】

- 山梨大学との連携
 - ・ 山梨大学では学校や教職員支援、研究機関として不登校の要因分析なども行っていることから、市町村（組合）教育委員会やフリースクールを対象とした研修や会議においても連携を図ること。
- ネットワーク構築の場の提供と充実
 - ・ 市町村（組合）教育委員会に対して、学校、教育支援センター、フリースクール、親の会など関係者の連携を促進する機会を設け、情報共有の充実を図るよう促すこと。
 - ・ ネットワークの強化を促進するため、フリースクール等とのネットワーク会議

では、より良い支援の在り方や課題について、意見交換・情報共有を行うなど会議の場の充実を図ること。

○ 担当者レベルでの情報共有の充実

- ・ 市町村（組合）教育委員会に対して、担当者レベルでの不登校対策の実践事例などの情報共有の機会を設けるよう促すこと。
- ・ 教員の不登校対策のスキル向上を図るため、各教員の実践事例や取り組みの成果を共有できる研修会等を開催すること。

（５）その他

１）提言に係る施策の推進について

- 本提言に掲げる施策が推進されるよう、人員配置や整備等に必要な予算の確保に努めること。
- 施策を推進するに当たっては、部局を横断した全庁的な連携を図ること。

多様な学びの場の提供に関する
政策提言案作成委員会

委員長	望月 勝
副委員長	臼井 友基
委員	藤本 好彦
委員	飯島 力男
委員	小沢 栄一
委員	向山 憲稔
委員	寺田 義彦
委員	笠井 辰生
委員	菅野 幹子
委員	福井 太一